

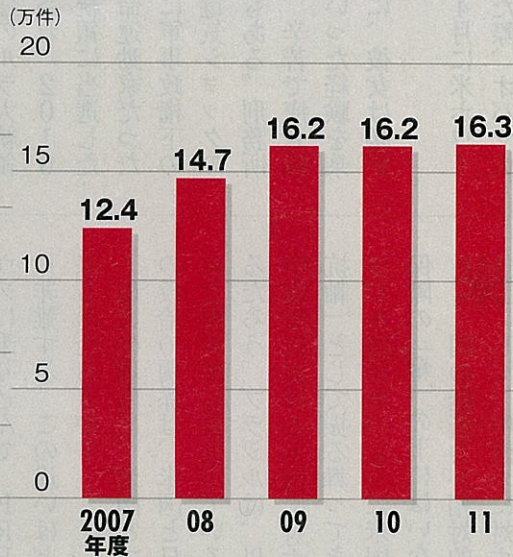
消費税と厚生年金保険料の滞納額年1兆円徴収強化を

高止まりする年金保険料の滞納額

滞納額の推移



厚生年金保険料の滞納事業所数



*消費税は地方消費税分を含む。各年度末
出所:国税庁、日本年金機構

出所:日本年金機構

FLINT HILL

2012年8月10日、消費増税法が国会で可決・成立した。消費税は14年4月から8%に、15年10月から10%に引き上げられる。税率引き上げで税金の滞納額も増える恐れがある。厚生年金の保険料も同様だ。滞納する企業や個人は後を絶たない。

地方消費税込みの消費税滞納額は11年度末時点で5200億円強（左のグラフ参照）。税目として最近では最大の滞納額である。11年度末時点の他の税の滞納額は源泉所得税2600億円強、申告所得税3700億円強、法人税1800億円強であった。消費税の滞納率（金額ベース）は10年度の場合、4・2%強に達した。

一方、厚生年金保険料の滞納額は11年度4500億円強であり、その滞納率は2・0%であった。さらに、その滞納事業所数は16万3000カ所に及んでいた（右のグラフ参照）。

消費税・厚生年金保険料合計の年間滞納額は直近で1兆円前後だ。滞納を減らすため、国税庁や日本年金機構は徴収体制をいっそう強化する必要がある。

厚生年金の場合、企業の倒産などで保険料徴収が不可能になった

(財)年金シニアプラン総合研究機構
研究主幹、一橋大学特任教授

高山憲之

Noriyuki Takayama



不納欠損額は10年度407億円、11年度380億円であった。不納欠損扱いとなっても加入資格喪失前については年金受給権が100%保証されている。その支払い財源は、当該企業以外の厚生年金加入者が拠出する保険料で賄われる。

11年度の不納欠損額に伴う年金給付支払い保証分は年間20億円、20年受給と仮定すると総額400億円の見込み。不納欠損による保険料喪失分と合わせると、合計800億円程度になる。これが、真面目に保険料を支払っている給与所得者にしわ寄せされる金額だ。

滞納や不納欠損を少なくするためには、ペナルティも必要である。例えば、不納欠損扱いとなった企業の事業主については年金受給権を認めないなど、法改正を考えてはどうか。

昨今、A-I-J事件で代行割れ基金の存在が浮上した。代行割れ基金の積み立て不足は母体企業による穴埋めが原則だ。その穴埋めを完全にしないまま、母体企業が倒産などに至って基金を解散した場合も、不納欠損扱いとなるだろう。ここでも、企業の偽装倒産など、モラルハザードが懸念される。